

【重要】2025年度(令和7年度)外国人特別入学試験及び帰国生特別入学試験の出願資格の変更について

令和6年6月26日付で「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示」(令和6年文部科学省告示第66号)が、公布され、同日から施行されることになりました。

この改正により、外国人特別入学試験及び帰国生特別入学試験の入学試験要項に、以下の出願資格が追加されましたのでお知らせします。

■外国人特別入学試験

・英国において大学入学資格として認められているインターナショナル・ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格(インターナショナルAレベル資格)を外国において2024年に取得したもの

・欧州連合構成国において大学入学資格として認められているヨーロッパ・バカロレア資格を外国において2024年に取得したもの

■帰国生特別入学試験

〈獣医学部〉

・英国において大学入学資格として認められているインターナショナル・ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格(インターナショナルAレベル資格)を外国において2024年に取得したもの

・欧州連合構成国において大学入学資格として認められているヨーロッパ・バカロレア資格を外国において2024年に取得したもの

■帰国生特別入学試験

〈生命・環境科学部〉

・英国において大学入学資格として認められているインターナショナル・ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格(インターナショナルAレベル資格)を外国において2023年又は2024年に取得したもの

・欧州連合構成国において大学入学資格として認められているヨーロッパ・バカロレア資格を外国において2023年又は2024年に取得したもの